

中学校卒業予定生徒保護者のみなさま

一宮市教育委員会

一宮市高等学校等就学助成制度のお知らせ

一宮市では、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、助成金を交付しています。助成を受けようとする方は毎年申請が必要です。

なお、以下の所得基準及び助成額は令和5年度の例であり、助成要件が変更になることがありますのでご了承ください。

1. 助成対象となる方

次の(1)、(2)、(3)に該当していることが必要です。

(1)生徒が10月1日現在、次の高等学校等に在学していること。

◇「高等学校等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ①高等学校(専攻科及び別科、並びに通信制の特科を除きます。)
- ②中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除きます。)
- ③特別支援学校の高等部(専攻科を除きます。)
- ④高等専門学校(第1学年から第3学年までに限ります。)
- ⑤専修学校(修業年限が3年の高等課程に限ります。)
- ⑥愛知朝鮮中高級学校(高級部に限ります。)

(2)保護者の住所が10月1日現在一宮市内にあり、市県民税所得割額が下記の助成要件のいずれかに該当すること。

(3)高等学校等に入学した年度から、3年度(定時制及び通信制は4年度)以内であること。

2. 助成要件及び助成額(令和5年度の例)

所得基準	助成額(年額)	
	私立高等学校等	公立高等学校等
生活保護を受けている方 又は令和5年度市県民税所得割額の合算額が非課税の方	10,000円	10,000円
令和5年度市県民税所得割額の合算額が272,500円未満の方	10,000円	

(注)父及び母ともに所得がある場合は、2人分の市県民税所得割額の合計金額となります。

- \* 市県民税所得割額は令和5年度の特別徴収税額通知書、市県民税納税通知書、所得課税証明書(有料)で確認できます。
- \* 公立高等学校等とは、国(国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含みます)、地方公共団体の設置する高等学校等をいいます。私立高等学校等とは、公立高等学校等以外の高等学校等をいいます。
- \* 助成額は生徒1人当たりの金額です。

3. 申請手続きの詳細は、10月に広報一宮及び一宮市公式ウェブサイト(トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 高等学校等就学助成 ⇒ 高等学校等就学助成制度)でお知らせする予定です。

4. 問い合わせ先 一宮市教育委員会 教育部総務課 電話 0586(85)7070